介護職員等特定処遇改善計画書(令和 元 年度届出用)

事業所等情報		

介護保険事業所番号					

市₩ ≭ 囲売	フリガナ	シャカイフクシホウジン キタバカイ								
事業者·開設者	名 称	社会福祉法人 きたば会								
	〒 643 −	0051								
主たる事務所の所在地	和歌山県有田郡広川町下津木1105-5									
	電話番号	0737-67-9134	FAX番号	0737-67-9133						
事業所等の名称	フリガナ			提供する		生士)・レフ				
	名 称	別紙一覧表による	サービス	別紙一覧表による						
	〒 -									
事業所等の所在地		別紙一覧表による								
	電話番号		FAX番号							
		る場合の一括して提出する事業所数		特	;定加算(I)(5)事業所			
※この場合、事業所	※この場合、事業所等情報については、「別紙一覧表による」と記載すること。 特定加算(II)(4)事業所									

(1) 賃金改善計画について(本計画に記載された金額については見込みの額であり、申請時以降の運営状況(利用者数等)、人員配置状況 (職員数等)その他の事由により変動があり得るものである。)

	員数等)その他の事由により変動があり得るものである。)										
1	算定する加算の区分		介護職員	等特定	定処遇改	善加算()	
2	現行の処遇改善加算の取得状況		介護職	員処退	引改善加算	Į I) 1	ш п)	
3	サービス提供体制強化加算等の取得状況 (取得している場合には種別を記入)	取得有	!	別紙参	考様式3	のとおり)		取得	無	
4	介護職員等特定処遇改善加算算定対象月	令和	1 年	10	月	~ 令和	:	2 年 3	月		
(5)	⑤ 令和 元 年度介護職員等特定処遇改善加算の見込額							5,395,805	円		
	賃金改善の見込額(i - ii)							7,138,000	円		
6	⑥ i)加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)							53,057,580	円		
	ii)初めて加算を取得する(した)月の前年度の賃金の総額							45,919,580	円		
	経験・技能のある介護職員(①)における平均賃金改善	額((iii-i	v)/v)			651,605	円·	8	人		
	iii)加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)							20,567,510	円		
7	⑦ iv) 初めて加算を取得する(した) 月の前年度の賃金の総額					15,289,510 円					
	v)当該事業所における経験・技能のある介護職員の人数							8.1	人		
	【そのうち、月額8万円の改善又は改善後の賃金が	年額440万	可以上と	なる者	广(見込数)		4		人]	
	他の介護職員(②)における平均賃金改善額((vi - vii)	/viii)				44,925	円・	18	人		
	vi)加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の	総額(見込	(額)		l			30,407,470	H		
8	vii) 初めて加算を取得する(した) 月の前年度の賃金の	総額						28,601,470	円		
	vii)当該事業所における他の介護職員の人数							40.2	1 7		
	その他の職種(3)における平均賃金改善額((ix - x)	/xi)				3,564	円・	1	人		
	ix)加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)							2,082,600	円		
9						2,028,600 円					
	xi)当該事業所におけるその他の職種の人数							15.15	1 7		
	【そのうち、改善後の賃金が最も高額な者の賃金(見込額)					4,	057,200	17.	円】	
	賃金改善実施期間	令和	1 年	11	月	~ 令和	2	年 4 月			
10	※原則10月~翌年3月までの連続する期間を記入すること。た	よお、当該基	期間の月数	は加算	[の対象月	数を超えては	ならない	() ₀			
	●の「経験・技能のある介護職員」の基準設定の考え方	又は「経験	技能の	ある介	護職員」の)基準を設定	できな	い合理的な	2理由		
	●の「経験・技能のある介護職員」の基準設定の考え方 <「経験・技能のある介護職員」の基準設定の考え方> 当施設における「経験・技能のある介護職員」は、介護権 ダー、リーダーで構成する。									サブリー	
	-	番祉士であ 新等につい	り、かつ、 いて一括l	第一事	事業部が持出する場合	采用している	等級シ	/ステムを用	いて、		
(1)	〈「経験・技能のある介護職員」の基準設定の考え方〉当施設における「経験・技能のある介護職員」は、介護相ダー、リーダーで構成する。 (該当する場合のみ記載)経験・技能のある介護職員のうち1人以上(複数の事業所を対している。 る月額8万円の改善又は改善後の賃金が年額440万円」	番祉士であ 新等につい	り、かつ、 いて一括l	第一事	事業部が持出する場合	采用している	等級シ	/ステムを用	いて、		
(1)	〈「経験・技能のある介護職員」の基準設定の考え方〉当施設における「経験・技能のある介護職員」は、介護相ダー、リーダーで構成する。 (該当する場合のみ記載)経験・技能のある介護職員のうち1人以上(複数の事業所を対している。 る月額8万円の改善又は改善後の賃金が年額440万円」	新等につい 以上となる	り、かつ、 いて一括 しように賃金	第一派で届ける改善を改善新設し	事業部が打出する場合を行うこと	采用している 合は、事業所 が困難である	等級シ 等の数 6 合理 る給与	ノステムを用 女に応じた人 的な理由 の項目の種	いて、数以	上)に対す	
1	<「経験・技能のある介護職員」の基準設定の考え方>当施設における「経験・技能のある介護職員」は、介護権ダー、リーダーで構成する。 (該当する場合のみ記載)経験・技能のある介護職員のうち1人以上(複数の事業所る月額8万円の改善又は改善後の賃金が年額440万円」賃金改善を行う賃金項目及び方法(賃金改善を行う賃金項目及び方法(賃金改善を行う賃金	新等につい 所等につい 以上となる 空項目(増れ 人当たりの	り、かつ、 いて一括1 ように賃金 質若しくに 質平均賃金	第一事では一番では、一番では、一番では、一番では、一番では、一番では、一番では、一番で	事業部が打出する場合とを行うこと	采用している 合は、事業所 が困難である	等級シ 等の数 6 合理 る給与	ノステムを用 女に応じた人 的な理由 の項目の種	いて、数以	上)に対す	
1	<「経験・技能のある介護職員」の基準設定の考え方>当施設における「経験・技能のある介護職員」は、介護福ダー、リーダーで構成する。 (該当する場合のみ記職員のうち1人以上(複数の事業をあり、対能のある介護職員のうち1人以上(複数の事業をあり、対能の改善又は改善後の賃金が年額440万円)を表して、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、」」の表して、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、」」の表して、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、」」が、「一般のでは、」」が、「一般のでは、」」が、「一般のでは、」」が、「一般のでは、」」が、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、」」が、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「)」は、「一般のでは、「」」は、「)」は、「)」は、「)、「)、「)、「)、「)、「)、「)、「)、「)、「)、「)、「)、「)、	新等につい 所等につい 以上となる 空項目(増れ 人当たりの	り、かつ、 いて一括1 ように賃金 質若しくに 質平均賃金	第一事では一番では、一番では、一番では、一番では、一番では、一番では、一番では、一番で	事業部が打出する場合とを行うこと	采用している 合は、事業所 が困難である	等級シ 等の数 6 合理 る給与	ノステムを用 女に応じた人 的な理由 の項目の種	いて、数以	上)に対す	
11	<「経験・技能のある介護職員」の基準設定の考え方>当施設における「経験・技能のある介護職員」は、介護福ダー、リーダーで構成する。 (該当する場合のみ記職員のうち1人以上(複数の事業をあり、対能のある介護職員のうち1人以上(複数の事業をあり、対能の改善又は改善後の賃金が年額440万円)を表して、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、」」の表して、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、」」の表して、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、」」が、「一般のでは、」」が、「一般のでは、」」が、「一般のでは、」」が、「一般のでは、」」が、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、」」が、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「)」は、「一般のでは、「」」は、「)」は、「)」は、「)、「)、「)、「)、「)、「)、「)、「)、「)、「)、「)、「)、「)、	新等につい 所等につい 以上となる 空項目(増れ 人当たりの	り、かつ、 いて一括1 ように賃金 質若しくに 質平均賃金	第一事では一番では、一番では、一番では、一番では、一番では、一番では、一番では、一番で	事業部が打出する場合とを行うこと	采用している 合は、事業所 が困難である	等級シ 等の数 6 合理 る給与	ノステムを用 女に応じた人 的な理由 の項目の種	いて、数以	上)に対す	
11)	<「経験・技能のある介護職員」の基準設定の考え方>当施設における「経験・技能のある介護職員」は、介護福ダー、リーダーで構成する。 (該当する場合のみ記職員のうち1人以上(複数の事業をあり、対能のある介護職員のうち1人以上(複数の事業をあり、対能の改善又は改善後の賃金が年額440万円)を表して、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、」」の表して、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、」」の表して、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、」」が、「一般のでは、」」が、「一般のでは、」」が、「一般のでは、」」が、「一般のでは、」」が、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、」」が、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「)」は、「一般のでは、「」」は、「)」は、「)」は、「)、「)、「)、「)、「)、「)、「)、「)、「)、「)、「)、「)、「)、	新等につい 所等につい 以上となる 空項目(増れ 人当たりの	り、かつ、 いて一括1 ように賃金 質若しくに 質平均賃金	第一事では一番では、一番では、一番では、一番では、一番では、一番では、一番では、一番で	事業部が打出する場合とを行うこと	采用している 合は、事業所 が困難である	等級シ 等の数 6 合理 る給与	ノステムを用 女に応じた人 的な理由 の項目の種	いて、数以	上)に対す	
1	<「経験・技能のある介護職員」の基準設定の考え方>当施設における「経験・技能のある介護職員」は、介護福ダー、リーダーで構成する。 (該当する場合のみ記職員のうち1人以上(複数の事業をあり、対能のある介護職員のうち1人以上(複数の事業をあり、対能の改善又は改善後の賃金が年額440万円)を表して、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、」」の表して、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、」」の表して、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、」」が、「一般のでは、」」が、「一般のでは、」」が、「一般のでは、」」が、「一般のでは、」」が、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、」」が、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、」」が、「一般のでは、「)」は、「一般のでは、「」」は、「)」は、「)」は、「)、「)、「)、「)、「)、「)、「)、「)、「)、「)、「)、「)、「)、	福祉士であ 所等につい 以上となる で項目(増 人当たりの 特定処遇	り、かつ、 いて一括はように賃金 顕若しくに 取平均賃金 牧善加算	第一『なされる	事業部が打出する場合とを行うこと	采用している 合は、事業所 が困難である	等級シ 等の数 6 合理 る給与	ノステムを用 女に応じた人 的な理由 の項目の種	いて、数以	上)に対す	
1	<「経験・技能のある介護職員」の基準設定の考え方>当施設における「経験・技能のある介護職員」は、介護福ダー、リーダーで構成する。 (該当する場合のみ記職員のうち1人以上(複数の事業る月額8万円の改善又は改善後の賃金が年額440万円) 賃金改善を行う賃金項目及び方法(賃金改善を行う賃金当、賞与等)等)、賃金改善の実施時期や対象職員、一別紙「社会福祉法人きたば会第一事業部 介護職員等	高祉士であ 所等につい 以上となる 項目(増組 人当たりの 特定処遇	り、かつ、 いて一括はように賃金 の平均賃金 改善加算	第一事では、大田は、大田は、大田は、大田は、大田は、大田は、大田は、大田は、大田は、大田	事業部が打出する場合を行うこと た又はす 見込額に 参照。	采用している 合は、事業所 が困難であっ 一る予定であっ ついて、可育	等級シ 等の数 5 合理 る給与を 1 る給与を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1	ンステムを用 女に応じた人 的な理由 の項目の種 の具体的に言	いて、数以	上)に対す	
1	<「経験・技能のある介護職員」の基準設定の考え方>当施設における「経験・技能のある介護職員」は、介護格ダー、リーダーで構成する。 (該当する場合のみ記職員のうち1人以上(複数の事業) る月額8万円の改善又は改善後の賃金が年額440万円」 賃金改善を行う賃金項目及び方法(賃金改善を行う賃金当、賞与等)等)、賃金改善の実施時期や対象職員、一別紙「社会福祉法人きたば会第一事業部 介護職員等	高祉士であ 所等につい 以上となる 項目(増組 人当たりの 特定処遇	り、かつ、 いて一括はように賃金 の平均賃金 改善加算	第一事では、大田は、大田は、大田は、大田は、大田は、大田は、大田は、大田は、大田は、大田	事業部が打出する場合を行うこと た又はす 見込額に 参照。	采用している 合は、事業所 が困難であっ 一る予定であっ ついて、可育	等級シ 等の数 5 合理 る給与を 1 る給与を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1	ンステムを用 女に応じた人 的な理由 の項目の種 の具体的に言	いて、数以	上)に対す	